

新型コロナウイルスワクチン接種について

1 接種状況（令和5年2月12日現在）

(1) 接種回数ごとの接種率及びオミクロン株対応ワクチン接種率

	接種回数※1	接種率 (対人口※2)	備考
1回目	100,607回	80.64%	・乳幼児（0～4歳） 1回目：6.82% 2回目：5.55% 3回目：0.18% ・小児（5～11歳） 1回目：27.63% 2回目：26.52% 3回目：13.57% ※3
2回目	100,679回	80.70%	
3回目	85,857回	68.82%	
4回目	53,360回	42.77%	
5回目	24,194回	19.39%	
<b>オミクロン株 対応ワクチン</b>	<b>51,153回</b>	<b>41.00%</b>	

※1 小金井市に住民登録のある方の全国での接種回数を集計

※2 人口（124,756人）は、令和5年1月1日時点

※3 乳幼児・小児の接種率は、対象年齢人口比

（0～4歳人口：5,102人、5～11歳人口：7,651人）

(2) 60歳以上のオミクロン株対応ワクチン接種状況

	60歳代	70歳代	80歳代以上	合計
接種人数	8,603人	8,838人	7,013人	24,454人
人口	13,199人	11,665人	9,107人	33,971人
接種率	65.18%	75.77%	77.01%	71.98%

※ 人口は、令和5年1月1日時点

2 令和5年度について

令和5年2月10日（金）、厚生労働省による自治体説明会において、2月8日（水）の予防接種基本方針部会での議論を踏まえた、令和5年度の接種に関する主な内容が以下のとおり自治体に示された

(1) 接種の目的及び対象者

- 重症者を減らすことを目的とし、重症化リスクが高い者を対象とするが、それ以外の者に対しても接種の機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種の対象としてはどうか。
- 小児（5～11歳）及び乳幼児（生後6月～4歳）については、接種できる期間が短かったことから、当面、接種を行うべき。

(2) 接種スケジュール

- 秋冬に次の接種を行うべきではないか。
- ただし、今後の感染拡大、変異株の状況やワクチンの持続期間に係る新たなデータ、諸外国の動向等を踏まえ、重症化リスクが高い者はもとより、健常人であっても重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して行う接種の必要性に留意する必要がある。

(3) 使用するワクチン

- 現時点においては、今後の新型コロナウイルスの変異の予見が困難であるため、当面の間、広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン（オミクロン株対応2価ワクチン）を使用することが妥当ではないか。
- 初回接種や、小児及び乳幼児の接種についても、オミクロン株対応2価ワクチンに早急に切り替えていくことが望ましい。
- 今後、仮に流行株の予測が一定程度可能となれば、流行すると考えられる株の成分のみを含んだワクチンの使用も考えられる。

(4) その他

- 「現状において必要と考えられる接種については」令和5年4月以降も引き続き自己負担なく、接種を受けられるようにすることが必要と考えている。
- 今後は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論を行い、令和5年3月上旬までに結論を得る予定としている。

新型コロナウイルス感染症への対応（日別集計）

1 自宅療養者等への日常生活品支援状況

日付	件数
1/30（月）	実績なし
1/31（火）	1
2/1（水）～2/10（金）	実績なし

2 市内医療機関への搬送（土・日・祝日も対応）

日付	件数
1/28（土）～2/2（木）	実績なし
2/3（金）	1
2/4（土）	実績なし
2/5（日）	1
2/6（月）	1
2/7（火）	1
2/8（水）	1
2/9（木）～2/10（金）	実績なし

3 抗原検査キット配付

日付	件数	配付個数
1/30（月）	5	10
1/31（火）	2	4
2/1（水）	1	5
2/2（木）	2	5
2/3（金）	4	4
2/6（月）	4	7
2/7（火）	1	3
2/8（水）	実績なし	
2/9（木）	1	1
2/10（金）	実績なし	

※12/28 から1日当たりの配布上限数：25件

新型コロナウイルス感染症への対応（月別集計）

1 自宅療養者等への日常生活品支援状況

実施月	件数
令和4年9月	77件
令和4年10月	11件
令和4年11月	51件
令和4年12月	59件
令和5年1月	26件

2 市内医療機関への搬送（土・日・祝日も対応）

実施月	件数
令和4年9月	24件
令和4年10月	9件
令和4年11月	25件
令和4年12月	34件
令和5年1月	11件

3 抗原検査キット配付状況（令和4年12月14日から開始）

実施月	件数	配付
令和4年12月	208件	463個
令和5年1月	194件	458個

# 小金井市新型インフルエンザ等 対策業務継続計画（BCP）

（修正素案）

黒：市の現行計画（取消線は削除箇所）  
赤：国の法令、関連計画等に基づく修正  
青：都の関連計画等に基づく修正  
緑：市の関連計画、その他による修正

平成 28 年 3 月 発行  
令和 5 年 3 月改定

小 金 井 市



## 目 次

第1章 業務継続計画の概要	1
1.1 取組の経緯	1
1.2 市行動計画及び本計画における被害想定	3
1.3 本計画策定の目的及び基本方針	5
第2章 業務継続体制の考え方	10
2.1 対策本部の構成等	10
2.2 感染症対策におけるリスクマネジメント	11
2.3 必要物資等の確保	12
2.4 人員制限下での業務継続	12
2.5 <del>4</del> 新型インフルエンザ等感染症発生時における業務対応区分	13
2.6 <del>2</del> 人員の配置・応援体制	14
2.7 <del>3</del> 計画の発動と市民への周知	15
2.8 <del>4</del> 計画の見直し	15
2.9 <del>5</del> 平常時体制への復旧	15
第3章 業務継続に向けた環境整備	16
3.1 職員の感染予防・拡大防止策	16
3.2 庁舎内での感染予防・拡大防止策	17
資料 <del>6</del> 各部課の業務優先区分	19





# 第1章 業務継続計画の概要

## 1.1 取組の経緯

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。~~また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。~~

これまでの小金井市（以下「市」という。）では、平成25年4月のに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行されたことに伴い、平成25年6月に「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」を制定し、さらに~~た。また、~~国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月策定、平成29年9月変更）」（以下「政府行動計画」という。）や「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月策定、平成30年7月変更）」（以下「都行動計画」という。）が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等感染症の脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保することを目的として、平成27年2月に「小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）、平成28年3月に「小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」（以下「本計画という。）」を策定した。

その後、令和元年12月から世界中に広がり、令和2年1月に国内初の感染者が発表された新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の発生により、国は令和2年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態を宣言し、東京都（以下「都」という。）は緊急事態措置を実施した。小金井市（以下「市」という。）においても、特措法に基づく対策本部を設置し、緊急事態宣言に伴う施設の使用停止や催事の開催停止要請を受けた対応を行った。しかし、緊急事態宣言解除後も収束の目途が立たず、大きな健康被害や甚大な社会的影

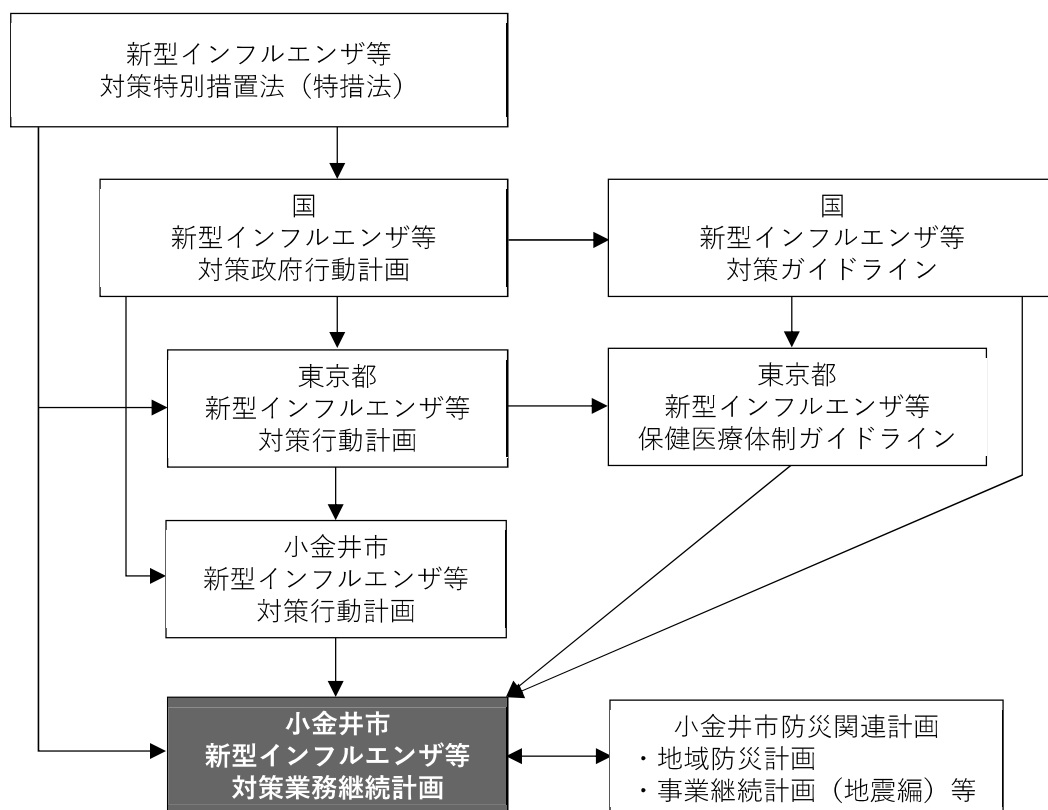
響を与えた。

このように、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも今後さらに発生する可能性がある。市は、令和2年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生後、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針」に基づき、「いのちを守る」、「暮らしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」の取組を進め、医療体制の確保やセーフティネットの強化、事業者への支援、業務継続体制の確保等を行った。

この様なことから、市では、今後の新たな感染症拡大に備え、新型インフルエンザ等感染症の流行期に、限られた人員で、市行動計画に掲げた業務及び市民生活に欠かせない業務を円滑に遂行するため、本計画の改定を行うものである。~~小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を新たに策定することとする。~~

なお、令和3年2月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の一部改正が行われ、新型コロナウイルス感染症は感染症法において「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、同感染症に係る措置を講じることができることとなった。

### 【新型インフルエンザ等感染症対策に関する計画等の体系】



※東京都新型インフルエンザ等対策行動計画は、都が以前に策定した「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」、「新型インフルエンザ対応マニュアル」、「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を平成25年に一本化し作成している。

## 1.2 市行動計画及び本計画における被害想定

政府行動計画では、新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が約8週間の流行期間に約2週間のピークを作りながら順次罹患すると仮定しており、社会・経済的な影響として、本人の罹患及び看護等のため、最大40%程度が欠勤すると想定し、計画立案を行っている。

市行動計画では、都行動計画が試算したモデルを当てはめ、~~人口117,000人~~市民の約30%が罹患すると想定している。

本計画ではも同様に、約8週間の流行期間に、市民約124,400人（令和4年4月1日現在の人口を百人単位で整理）の30%が罹患し、ピーク時の約2週間で、最大40%の職員が欠勤する状況を想定することとする。

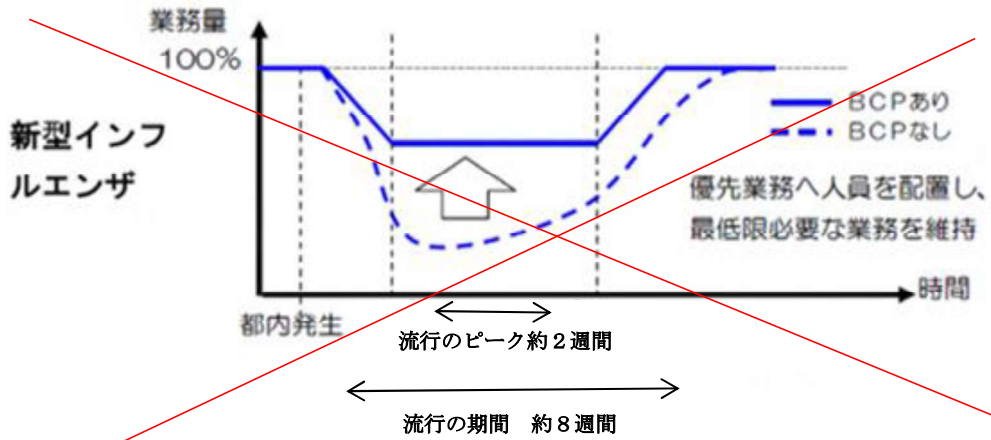
《流行規模・被害想定》

区 分	国	都	市
罹患割合	25%	30%	30%
患者数	約 1,300～2,500 万人	3,785,000 人	<del>35</del> 37,000 人
入院患者数	約 53～200 万人	291,200 人	2,850 <del>695</del> 人
死亡者数	約 17～64 万人	14,100 人	<del>130</del> 138 人

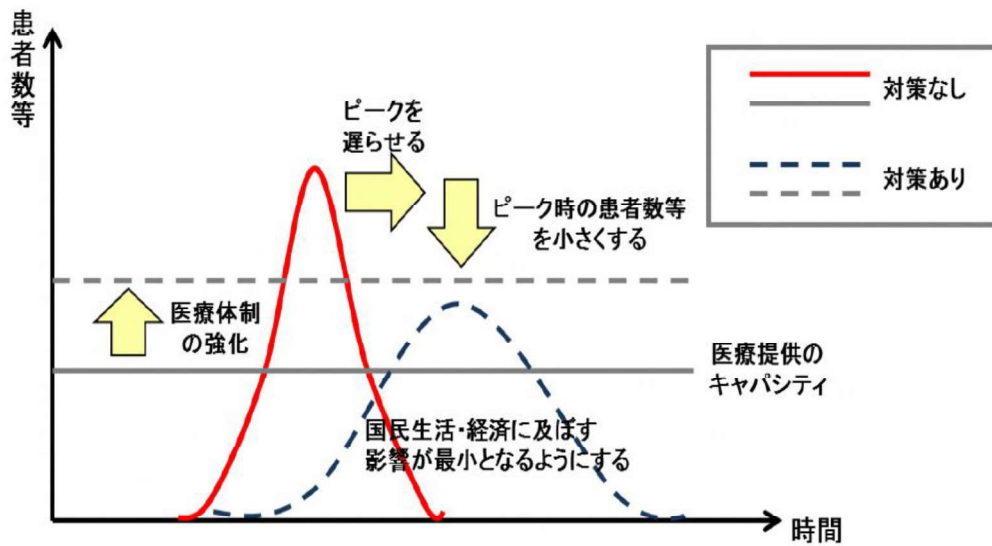
《本市職員出勤予想数》

区 分	各職員数 ( <del>H27.4.1</del> R4.4.1 現在)	出勤予想数 (60% <del>6割</del> )
正職員	<del>670</del> 650 人	402 390 人 (△ 260 <del>268</del> )
再任用職員	<del>43</del> 15 人	25 9 人 (△ 6 <del>18</del> )
会計年度任用職員 (月額)	332 人	199 人 (△ 133)
合 計	<del>713</del> 997 人	427 598 人 (△ 399 <del>286</del> )

《BCP対策の効果 概念図》



~~参考：「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」（東京都総務局 H22.3）~~



参考：「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

（内閣官房、平成29年12月変更）

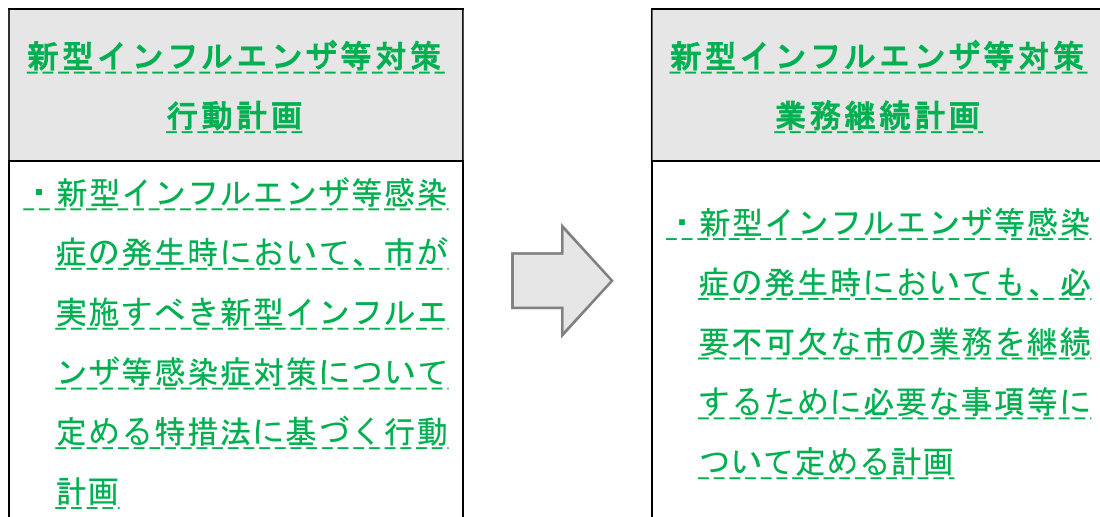
### 1.3 本計画策定の目的及び基本方針

#### (1) 計画の位置づけ

市行動計画は、新型インフルエンザ等感染症の発生段階において、本市域に係る新型インフルエンザ等感染症対策の実施に関する事項等を定めるものである。

一方、本計画は、新型インフルエンザ等感染症の発生時に、限られた人員等の状況下においても、市行動計画に定める新型インフルエンザ等感染症対策に係る業務を確実に実施すると共に、平常時に実施している業務のうち、市民生活や経済活動の維持に必要不可欠な業務を継続するために必要な事項等を定めるものである。

また、市行動計画に基づき実施する新型インフルエンザ等感染症対策に係る業務は、本計画で定める優先すべき業務の中核となる業務であり、市行動計画の実効性の確保に寄与するものである。



## (2) 目的及び基本方針

### ＜市行動計画 対策の目的＞

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

市行動計画（「第1章 基本的な方針 2 対策の目的」）では、対策の目的として、上記(1)、(2)を掲げている。

新型インフルエンザ等感染症の流行下において、上記(1)を目的とした業務（以下「新たに発生する業務」という。）を優先的に実施するとともに、上記(2)の実現のため、まん延期であっても業務を大幅に縮小することが困難な通常業務（以下「継続業務」という。）の継続が求められる。

本計画では、次の基本方針に基づき、限られた人員で遂行する継続業務を定めるものとする。

### ＜業務継続の基本方針＞

- (1) ~~新たに発生する業務及び継続業務（以下「発生時継続業務」という。）~~を遂行できるよう、それ以外の通常業務を一時的に（2週間を目安に）大幅に縮小又は中断する。
- (2) 新たに発生する業務及び継続業務~~発生時継続業務~~以外の業務のうち、感染拡大につながる恐れのある業務については、極力中断する。
- (3) 多人数の参加が想定される会議等の業務については、通信機器の活用を図るなど代替手段を検討し、場合によっては、中止又は延期する。
- (4) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

≪ (3) 本計画の発動の流れ ≫

新型インフルエンザ等感染症発生段階における発動の流れを次表に示す。

① 小金井市新型インフルエンザ等対策検討委員会 (以下「対策検討委員会」という。)

② 小金井市新型インフルエンザ等対策本部 (以下「対策本部」という。)

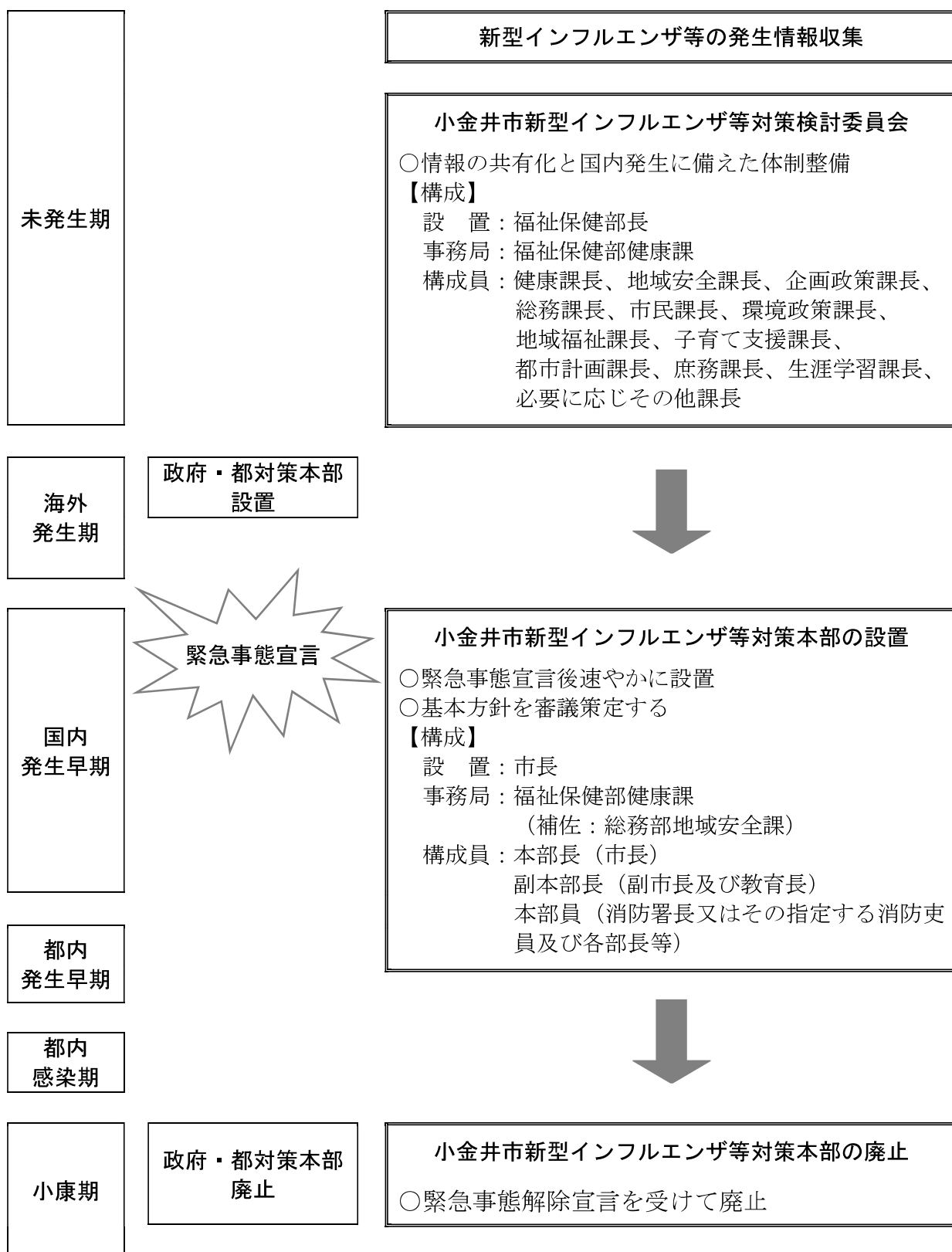
発生段階			状 態	「新型インフルエンザ等対策に係る市の実施体制」	発動準備又は発動条件
国	都	市			
未発生期			新型インフルエンザ等感染症が発生していない状態	対策検討委員会	・情報の共有化と国内発生に備えた体制整備を行う。
海外発生期			海外で新型インフルエンザ等感染症が発生した状態	政府・都対策本部が ① 設置前 ：対策検討委員会 ② 設置後 ：対策本部	・対策検討委員会は、感染情報に注視し、情報の共有に努める。 ・対策本部は、発生場所及び病原性の高低等により、発動準備を行う。
国内発生早期	都内未発生期	市内未発生期	国内で新型インフルエンザ等感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、東京都内では患者が発生していない状態	対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに発生する業務の確認等、発動準備を行う。</li> <li>・場合によっては、休止業務中、可能なものは休止する。</li> </ul>
	都内発生早期		東京都内で新型インフルエンザ等感染症の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染期	市内発生早期	市内で初の患者が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病原性の高低、感染力の強弱を考慮し、職員の出勤状況を踏まえ、総合的に勘案し、BCPを発動する。</li> <li>・職員欠勤率を考慮し、縮小業務中、実施可能な業務については、柔軟に対応する。</li> </ul>		
都内感染期	市内感染期	東京都内で新型インフルエンザ等感染症の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態			
小康期			新型インフルエンザ等感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	対策検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の解除を受けて対策本部は廃止する。</li> <li>・体制・対策内容の見直しや再燃期への備えを行う。</li> </ul>

なお、各発生段階の移行期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに移行するとは限らないこと、さらに、対策の内容は発生段階のほかに国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等感染症が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化することにも留意する必要がある。

<del>時期（いつ）</del>	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期
<del>発動者 （だれが）</del>	<b>市長</b> <市内組織> <del>政府・都対策本部が</del> ① <del>設置前</del> <b>対策検討委員会</b> ② <del>設置後</del> <b>対策本部</b>	<b>市長</b> <市内組織> <b>対策本部</b>	<b>市長</b> <市内組織> <b>対策本部</b>
<del>発動準備 又は発動条件 （どのような ときに）</del>	<del>対策検討委員会は、感染情報に注視し、情報の共有に努める。</del> <del>対策本部は、発生場所及び病原性の高低等により、発動準備を行う。</del>	<del>新たに発生する業務の確認等、発動準備を行う。</del> <del>場合によっては、休止業務中、可能なものは休止する。</del>	<del>早めに発動する。</del> <del>病原性の高低、感染力の強弱を考慮し、職員の出勤状況を踏まえ、総合的に勘案し、BCPを発動する。</del> <del>また、職員欠勤率を考慮し、縮小業務中、実施可能な業務については、柔軟に対応する。</del>



<参考 危機管理体制のイメージ（[市新型インフルエンザ等対策行動計画](#) P.15 より）>



## 第2章 業務継続体制の考え方

### 2.1 対策本部の構成等

対策本部体制は、小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（令和3年1月27日改正）を踏まえて、以下の構成とする。

#### <対策本部体制>

対策本部長	市長
副本部長	副市長、教育長 ※対策本部長の職務を代理する場合の順位 1位：第1副市長 2位：第2副市長 3位：教育長
本部員	企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、企画政策課長、広報秘書課長、地域安全課長、健康課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、東京消防庁小金井消防署長又はその指定する消防吏員

（令和4年4月1日現在）

また、対策本部の役割については、以下のとおりである。

- ① 発生段階に応じた市の対応方針に関すること。
- ② 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- ③ 広報及び相談体制に関すること。
- ④ 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- ⑤ 医療の提供体制の確保に関すること。
- ⑥ 予防接種の実施に関すること。
- ⑦ 物資の確保に関すること。
- ⑧ 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- ⑨ 東京都、市区町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。

と。

⑩ 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関する  
こと。

⑪ 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関する  
こと。

## 2.2 感染症対策におけるリスクマネジメント

感染状況を踏まえ、以下の取り組みを実施する。

### (1) 職員（同居家族を含む。）の感染状況及び出勤の可否の把握

所属長は、本人又は家族の感染等により、出勤できない職員が発生した場合には、職員（同居家族を含む。）の状況について確認し、総務部職員課（教育委員会においては庶務課）へ報告する。

当該職員の出勤の可否については、所属長の指示に従う。

### (2) 時差出勤の実施

感染拡大防止を目的として、時差出勤制度を最大限活用する。

### (3) テレワークの実施

感染拡大防止及び業務継続を目的として、試行実施しているテレワークを活用する。

### (4) Web会議システムの利用

業務継続性の観点等から、対面に依らない新たな会議形式として、「小金井市Web会議システム利用ガイドライン」を定め、本ガイドラインに則って、Web会議システムを運用する。

Web会議の用途は、庁内職員同士のリアルタイムでの情報共有、各種業務における関係者・関係団体との連絡調整、外部委員等を含む附属機関等の会議の遠隔実施等とする。

## 2.3 必要物資等の確保

### (1) 業務継続に必要なサービス、消耗品の調達

新型インフルエンザ等感染症の発生時、サービスや消耗品の調達が可能かどうかを検討し、必要に応じて、備蓄品からの調達や内製等の対策を講じる。

なお、消耗品については、定期的に点検し、必要に応じて入替を行う。

サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁舎管理</li><li>・ 警備</li><li>・ 設備の保守・点検</li><li>・ 医療廃棄物の処理</li></ul>
消耗品	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医薬品</li><li>・ 速乾性擦式消毒用アルコール製剤</li><li>・ サージカルマスク（医療用の不織布製マスク）</li><li>・ 家庭用の不織布製マスク</li><li>・ 庁舎内消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノール、エタノール等）</li><li>・ その他の消耗品</li></ul>

※ 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成26年3月）

## 2.4 人員制限下での業務継続

### (1) 各種申請、相談窓口における業務縮小

電話、郵送、電子申請等を活用する。

### (2) 市庁舎以外における措置事項

○ 施設管理者は、感染拡大の状況により、本部会議で決定した方針に従い、施設等の閉鎖を行う。施設閉鎖後は、当該施設の維持管理、電話問合せ対応のための最小の職員を除き、応援が必要な部署への応援の要否について、本部会議にて協議する。

- 施設管理者は、本部会議で決定した方針に従い、指定管理者及び委託事業者へ施設を閉鎖するよう要請する。
- 施設管理者は、施設閉鎖後も継続が必要な業務（施設の維持管理、電話による問合せ等）がある場合は、指定管理者及び委託事業者に対して、感染予防・感染拡大防止策の徹底とともに、当該業務が確実に遂行できる態勢を確立するよう要請する。

## **2.5-1 新型インフルエンザ等感染症発生時における業務対応区分**

新型インフルエンザ等感染症の発生に伴い、市が実施する業務について、優先度をつけ、行政の機能維持を図る。

- 想定期間は、流行期間中ピーク時の約2週間とし、職員の出勤率は60%とする。
- 業務区分を、次の4つに区分する。
  - 「新たに発生する業務（S）」、
  - 「継続業務（A）」、
  - 「縮小業務（B）」、
  - 「休止業務（C）」

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等感染症のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

## <業務区分の考え方>

区分	選定基準	考え方	主な業務（例示）
新たに発生する業務（S）	新型インフルエンザ等感染症への応急的な対応のために新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①感染拡大防止策の周知、 <u>情報収集・提供</u> 、住民接種など ②対策本部の設置・運営など
通常業務	継続業務（A）	①市民の生命や健康を守るための業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための基盤業務	①介護支援、社会的弱者への生活支援など ②戸籍住民事務、生活保護事務、ごみ収集など ③選挙事務・法定検査など ④各種システムの維持など
	縮小業務（B）	①継続・休止以外の業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務	①内部業務、道路・公園等の管理業務など ②許認可、届出・交付等の窓口業務・相談業務など
	休止業務（C）	①多数の人が集まる施設運営や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①イベント、会議、集会、研修など ②緊急性を要しない管理・調査事務、 <u>一般工事</u> など

流行時に職員 の 60% で 対応 する 業務 範囲

### 2.6.2 人員の配置・応援体制

新型インフルエンザ等感染症対策にあたって、新たに発生する業務（S）と継続業務（A）、縮小業務（B）の実施に必要な人員については、まず、各部内で調整し対応することとする。

流行期に備え、~~市~~新型インフルエンザ等対策本部からの指示により、各課は、上記業務（S）（A）（B）に必要な人員数を調査・確認し、本部に報告する。

本部は、感染が拡大する状況下において、各課職員の欠勤状況を把握し、業務継続のための職員配置を適宜行うものとする。

また、各部課の業務区分については、職員の出勤状況に応じて適宜見直しを行い、

柔軟な運用を図ることとする。

### **2.7.3 計画の発動と市民への周知**

本計画の発動は、病原性の高低、感染力の強弱を考慮し、職員の出勤状況を踏まえ、~~市新型インフルエンザ等対策本部長~~（以下「~~対策本部長~~」という。）が決定する。

発動の際は、縮小、変更、休止している業務について、市のホームページ、防災行政無線、こがねい安全・安心メール等で市民に対し十分に周知する。

### **2.8.4 計画の見直し**

市行動計画に変更が生じた場合や、国や都の計画及びガイドライン等が見直された場合は、適宜本計画の変更を行う。

### **2.9.5 平常時体制への復旧**

流行状況が小康状態となり、職員の出勤率も回復してきた場合は、対策本部長の指示により、業務体制を平常時体制へ復旧する。

職員の出勤状況により、引き続き業務の縮小や休止を継続する部課については、他部署との連携を図り、なるべく早く通常業務が遂行できるよう努力する。

また、継続して国や都等からの情報に注視し、次期流行期に備え、業務体制の必要な準備を行う。

## 第3章 業務継続に向けた環境整備

### 3.1 職員の感染予防・拡大防止策

感染状況を踏まえ、以下の取り組みを実施する。

#### (1) 感染予防対策

職員は、新型インフルエンザ等感染症から、自らの身を守ることの必要性を自覚し、平常時から情報収集、感染予防、家庭での備蓄等に主体的に取り組む。

対策本部は、職員に対し、感染状況に応じて、次の感染予防策の実践を求める。

- ① 手洗い、手指消毒、定期的な換気の徹底
- ② 可能な限り人混みを避けるとともに、職場内でのマスクの着用
- ③ 不要不急の外出の自粛
- ④ 朝の検温、発熱時の自宅待機
- ⑤ 会議、打ち合わせ、出張等については、必要性を精査し、メールやWeb会議等を活用

#### (2) 職員が発症又は発症疑いの場合の措置

職員は、発症（陽性となった、症状が出た）や発症の疑いがある場合は、次の措置をとる。

- ① 職員は、発熱等の風邪症状がある場合は出勤を控え、電話等により所属長に報告し、療養に専念する。
- ② 所属長は、職員が新型インフルエンザ等感染症を発症した場合（疑いを含む。）は、直ちに総務部職員課（教育委員会においては庶務課）に報告する。
- ③ 職員は、新型インフルエンザ等感染症を発症した場合、保健所の指示のもと、療養に専念する。
- ④ 発症した職員が所属する部署は、濃厚接触者に該当しない職員が、職場内の消毒を実施する。



- ⑤ 対策本部は、職場で感染者が発生した場合の濃厚接触者の対応や職場内での消毒について、保健所の指導を受け、各課等へ適宜情報提供を行う。
- ⑥ 感染した職員は、保健所等から指示された療養期間が経過した後、所属長に確認のうえ、出勤を再開する。

### (3) 職員が濃厚接触者となった場合の措置

職員が濃厚接触者になった場合は、次の措置をとる。

- ① 濃厚接触者となった職員は、直ちに所属長に報告する。また、保健所の指示（自宅待機等）に従い、自己の健康観察を行う。
- ② 所属長は、職員が新型インフルエンザ等感染症の濃厚接触者になった場合は、直ちに総務部職員課（教育委員会においては庶務課）に報告する。
- ③ 濃厚接触者となった職員は、自宅待機期間中に発熱等の症状が出た場合は、所属長に報告する。  
また、自宅待機中の職員及び同居家族の状態については、症状の有無にかかわらず、所属長に報告する。
- ④ 濃厚接触者となった職員は、保健所等から指示された自宅待機期間は経過した後、所属長に確認のうえ、出勤を再開する。

## 3.2 庁舎内での感染予防・拡大防止策

庁舎内（市出先施設を含む。）では、新型インフルエンザ等感染症に対する感染予防策を徹底し、来庁者が庁舎内で感染しないよう、来庁の自粛要請、来庁スペースや出入口の制限などを行う。

また、感染予防・拡大防止のために来庁者にも手指消毒を要請し、庁舎内の清掃・消毒体制などを強化する。

<p>密閉・密集・ 密接を避ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密閉を避けるため、こまめに換気を行い、密集しないように、人と人の距離をとれるよう工夫する。</li> <li>・密接した会話や発声を避ける。</li> </ul>
<p>消 毒</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各職場の電話やカウンター、ドアノブ、パソコンのマウス等の消毒のため、次亜塩素酸ナトリウム等による拭き取りを実施する。</li> <li>・拭き取りのために使用した廃棄物は、適正に消毒を施し、処分する。</li> </ul>
<p>飛沫防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課等は、飛沫防止のため、パーテーションを設置する等による対策を行う。</li> </ul>

## 資料⑥ 各部課の業務優先区分

本計画を実施する上での各部課における業務優先度を区分した一覧を以下に示す。~~次ページ以降に記載した。~~

※詳細は、別紙の業務優先区分整理表（Excel）を参照してください。

※ランク区分は、係ごとに、A，B，Cの順に並び替え整理する予定です。

<掲載イメージ>

課	係	分類	所掌事務	区分
				S：新規 A：継続 B：縮小 C：休止
議会事務局				
新たに発生する業務			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会との連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 緊急事態の対応に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること</li> </ul>	S
議会事務局	庶務調査係	通常業務	1 傍聴に関すること	A
			2 公印及び文書に関すること	B
			3 交際及び渉外に関すること	B
			4 議員の身分及び資格得失に関すること	B
			5 議員の共済及び表彰に関すること	B
			6 議員報酬、費用弁償その他給与に関すること	B
			7 予算、決算、経理及び財務に関すること	B
			8 公告式に関すること	B
			9 議決証明等に関すること	B
			10 職員の人事に関すること	B
			11 議長会に関すること	B
			12 法制及び議案の調査研究に関すること	B
			13 議会に関する調査及び各種資料の収集整理に関すること	B
			14 会派の視察及び他市議会の視察の受入れに関すること	B
			15 その他事務局内の庶務に関すること	B
			16 議会図書の整備及び管理に関すること	C
			17 調査統計資料の発行に関すること	C
			18 議会先例集の調製及び保管に関すること	C
	議事係	通常業務	1 本会議に関すること	A
2 委員会及び公聴会に関すること			A	
3 協議会等に関すること			B	
4 請願及び陳情に関すること			B	
5 会議録及び委員会記録の調製並びに保存に関すること			B	
6 議会報の発行その他議会の広報に関すること			C	

以下、同様に各部署を記載します。

小金井市新型インフルエンザ等  
対策業務継続計画（BCP）

平成28年3月発行

令和5年3月修正

発行 小金井市

編集 福祉保健部健康課

〒184-0015

東京都小金井市貫井北町5-18-18

小金井市保健センター

電話 042-321-1240

FAX 042-321-6423

事 務 連 絡  
令和 5 年 2 月 10 日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

なお、都道府県による取組等の実施に当たっては、基本的対処方針を踏まえ、あらかじめ政府に対し迅速に情報共有等を行うようお願いいたします。

(別紙 1) マスク着用の考え方の見直し等について

(別紙 2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 3 年 11 月 19 日 (令和 5 年 2 月 10 日変更)

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第 2 担当 佐川・高木・川島・出口・萩原・奥玉・塚本・西村

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

## マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 1. マスク着用の考え方の見直しについて

#### (1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## (2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
  - ✓ 医療機関受診時
  - ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
    - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

## (3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

#### (4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
  - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
  - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の実態を示すこととする。

#### (5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

#### (6) 事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。



## (7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

## 2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和5年2月10日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更	現 行
<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>目次（略）</p> <p>序文（略）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症の特徴</p> <p>（略）</p> <p>なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和5年2月9日までに、合計<u>32,879,625</u>人の感染者、<u>70,185</u>人の死亡者が確認されている</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和5年1月27日変更）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>目次（略）</p> <p>序文（略）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症の特徴</p> <p>（略）</p> <p>なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和5年1月26日までに、合計<u>32,310,939</u>人の感染者、<u>66,707</u>人の死亡者が確認されている</p>

<p>る。</p> <p>(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)</p> <p>(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化 (略)</p> <p>(4) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>(5) 令和3年9月の感染収束 (略)</p> <p>(6) オミクロン株の発生と感染拡大 (略)</p> <p>(7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し (略)</p> <p>(8) <u>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更</u>  <u>「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)</u>を決定し、オミクロン</p>	<p>る。</p> <p>(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)</p> <p>(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化 (略)</p> <p>(4) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>(5) 令和3年9月の感染収束 (略)</p> <p>(6) オミクロン株の発生と感染拡大 (略)</p> <p>(7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し (略)</p> <p>(7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとした。</u></p>	
<p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p>針 (略)</p> <p>(1) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種の促進 (略)</p> <p>(3) 治療薬の確保 (略)</p> <p>(4) 感染防止策 (略)</p> <p>基本的な感染対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離で</p>	<p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p>針 (略)</p> <p>(1) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種の促進 (略)</p> <p>(3) 治療薬の確保 (略)</p> <p>(4) 感染防止策 (略)</p> <p>基本的な感染対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離で</p>

の会話や発声が行われる) という3つの条件をいう。以下  
同じ。)の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、  
「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。

このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の  
主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基  
本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、  
令和5年2月10日新型インフルエンザ等対策推進会議基本  
的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）  
で示された「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を  
踏まえ、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）  
の着用が効果的である場面などを示すこととする。

① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、  
マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用  
を推奨する。

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活す  
る医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の  
着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速  
バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取

の会話や発声が行われる) という3つの条件をいう。以下  
同じ。)の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、  
「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。

（新設）「マスクの着用」（新設）については、屋内にお  
いて、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場  
合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において  
他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推  
奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化  
リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨す  
る。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内におい  
て他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合  
は、マスク着用は必要ない。屋外において、他者と身体的  
距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっ  
ても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要  
なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マス  
クを外すことを推奨する。また、乳幼児（小学校に上がる前  
の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未  
満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、  
個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることか  
ら、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律

<p><u>扱)</u></p> <p><u>② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。</u></p> <p><u>③ 症状がある方、新型コロナウイルス検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。</u></p> <p><u>④ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。</u></p>	<p><u>には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。</u></p>
<p><u>マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるとは許容される。</u></p> <p><u>この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、同年3月13日から適用することとする。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日ま</u></p>	

での間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ・ 子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。

・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換

<p><u>気」等の励行について呼びかけることとする。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ</u> <u>が変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止</u> <u>となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこと</u> <u>となる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な</u> <u>感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び</u> <u>事業者の取組みを支援していくこととする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1) 緊急事態宣言の発出及び解除 (緊急事態宣言発出の考え方)</p> <p>国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひ 迫の状況（特に、令和3年11月8日の新型インフルエンザ 等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下 「コロナ分科会」という。）提言におけるレベル（以下「旧 レベル」という。）3相当の対策が必要な地域の状況等）を 踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民 経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政 府対策本部長が（削除）<u>基本的対処方針分科会（削除）</u>の意 見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。なお、緊急事態 措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的な</p>	<p>(略)</p> <p>1) 緊急事態宣言の発出及び解除 (緊急事態宣言発出の考え方)</p> <p>国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひ 迫の状況（特に、令和3年11月8日の新型インフルエン ザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会 （以下「コロナ分科会」という。）提言におけるレベル（以 下「旧レベル」という。）3相当の対策が必要な地域の状況 等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活 及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かに ついて、政府対策本部長が<u>新型インフルエンザ等対策推進</u> <u>会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」</u> <u>という。）</u>の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。</p>
--	---



<p>つながらり等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>2) まん延防止等重点措置の実施及び終了 (略)</p> <p>(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策</p> <p>(略)</p> <p>1) 国民への周知等 (略)</p> <p>2) 医療機関・高齢者施設等、学校・保育所等における感 染対策</p> <p>① 医療機関・高齢者施設等 (略)</p> <p>② 学校・保育所等</p> <p>(略)</p> <p>(学校における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、<u>学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。次に掲げる事項に留意する。①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒</u></li> </ul>	<p>なお、緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的なつながり等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>2) まん延防止等重点措置の実施及び終了 (略)</p> <p>(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策</p> <p>(略)</p> <p>1) 国民への周知等 (略)</p> <p>2) 医療機関・高齢者施設等、学校・保育所等における感 染対策</p> <p>① 医療機関・高齢者施設等 (略)</p> <p>② 学校・保育所等</p> <p>(略)</p> <p>(学校における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、<u>身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。その上で、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保でき る場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ないこ</u></li> </ul>
---	---

<p>に対して適切に配慮するとともに、<u>換気の確保等の必要な対策を講じる</u>こと。②<u>地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すこと</u>も考えられるが、<u>そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがない</u>ようにすること。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年4月1日より適用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上記の適用時期にかかわらず、同日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示すこととする。</u></li> </ul> <p>(略) (保育所・認定こども園等における取組) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活</li> </ul>	<p><u>と、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導する。</u></p> <p><u>加えて、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略) (保育所・認定こども園等における取組) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活</li> </ul>
--	---

<p>動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2歳未満児のマスク着用は奨めない。</li> <li>2歳以上児についても、<u>マスクの着用は求めない。</u>あわせて、<u>基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保の必要な対策を講じることとする。</u>以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日より適用するものとする。</li> </ul> <p>(削除)</p>	<p>動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2歳未満児のマスク着用は奨めない。</li> <li>2歳以上児についても、<u>個々の発達の状況や体調等を踏まえ必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、<u>施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。</u> <u>マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子供の体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させること。</u>さらに、<u>児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、</u></li> </ul>

<p>(略)</p> <p>3) 保健医療への負荷が高まった場合の対応 (略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報提供・共有 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種 (略)</p> <p>(3) サーベイランス・情報収集 (略)</p> <p>(4) 検査 (略)</p> <p>(5) まん延防止 (略)</p> <p>(6) 水際対策 (略)</p> <p>(7) 医療提供体制の強化 (略)</p>	<p><u>適切な運用につなげる。</u></p> <p>(略)</p> <p>3) 保健医療への負荷が高まった場合の対応 (略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報提供・共有 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種 (略)</p> <p>(3) サーベイランス・情報収集 (略)</p> <p>(4) 検査 (略)</p> <p>(5) まん延防止 (略)</p> <p>(6) 水際対策 (略)</p> <p>(7) 医療提供体制の強化 (略)</p>
--	--

<p>(8) 治療薬の実用化と確保 (略)</p> <p>(9) 経済・雇用対策 (略)</p> <p>(10) その他重要な留意事項 (略)</p> <p>(別添) 事業の継続が求められる事業者 (略)</p>	<p>(8) 治療薬の実用化と確保 (略)</p> <p>(9) 経済・雇用対策 (略)</p> <p>(10) その他重要な留意事項 (略)</p> <p>(別添) 事業の継続が求められる事業者 (略)</p>
--	--